

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 肥料取締法施行細則の一部改正
- ◇告示 昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号(漁港管理の指定について)の一部改正  
土地改良区の役員の変更及び就任  
豚コレラ予防注射の実施  
肥料検査成績の公表  
保険医及び保険薬剤師の登録  
保険医病機関の指定  
森林区施業計画の変更の公表  
森林区施業計画の公表
- ◇選管告示 衆議院議員総選挙に関する収支報告書の要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 昭和三十六年度鳥取県立農業講習生の募集
- ◇雑報 鳥取県市町村職員共済組合会議員の選挙
- ◇正誤 昭和三十五年十二月十六日付け鳥取県告示第六百十九号中訂正

## 規則

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和二十五年九月鳥取県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「法第十九条第五項」を「法第十九条第二項」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百二十二号

昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号（漁港管理者の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 「橋津 一 東伯郡羽合町大字橋津 羽合町」を削り、「御崎 一 東伯郡中山村大字御崎 中山村」を「御崎 一 西伯郡中山町大字御崎 中山町」に改める。

鳥取県告示第六百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大谷溜池土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

- 監 事 汐田 長好 西伯郡大山町妻木
- “ 後藤 幸治 “ 長田

就任した役員の氏名及び住所

- 監 事 汐田 長好 西伯郡大山町妻木
- “ 谷野 信隆 “ 平田

昭和三十五年五月二十八日通常総代会において総選挙の結果当選し、同日就任、任期二年。

稲光井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

- 監 事 田中千代吉 西伯郡大山町妻木
- “ 今井 貞雄 “ 唐王

就任した役員の氏名及び住所

- 監 事 田中千代吉 西伯郡大山町妻木
- “ 本田 政雄 “ 唐王

昭和三十五年五月十五日通常総代会において総選挙の結果当選し、同日就任、任期四年。

鳥取県告示第六百二十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及び分べん前後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法 豚コレラ予防注射

（三月分）

肥料の種類 保証票添付者  
過りん酸石灰 窒磷加肥料工業株式会社

別表 豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十四日	鳥取市吉岡、末恒	各豚舎巡回注射
二十六日	美穂、倉田	“
二十七日	湖山、旧鳥取市	“
二十八日	末恒、倉田	“

鳥取県告示第六百二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三十条第五項の規定に基づき、昭和三十五年三月から九月までに実施した次の肥料の分析検査結果を、同条第五項の規定により公表する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査点数 うち不合格点数  
一 〇

第一種複合肥料

(四月分)

日産化学工業株式会社	一	〇
窒磷加肥料工業株式会社	五	〇
鳥取県中央農業協同組合連合会	九	〇
小鹿農業協同組合	一	〇
高城農業協同組合	一	〇
以西農業協同組合	一	〇
三菱化成工業株式会社	一	〇
ラサ工業株式会社	一	〇
新日本窒素肥料株式会社	二	〇
神島化学工業株式会社	二	〇
鳥取県中央農業協同組合連合会	二	〇
窒磷加肥料工業株式会社	四	〇
下郷農業協同組合	一	〇
成美農業協同組合	一	〇
小鹿農業協同組合	一	〇
栄農業協同組合	二	〇
以西農業協同組合	一	〇

(五月分)

尿 素

第一種複合肥料

生田 嘉市	一	〇
協和醗酵工業株式会社	一	〇
宇部興産株式会社	一	〇
窒磷加肥料工業株式会社	五	〇
宇部興産株式会社	一	〇
鳥取県中央農業協同組合連合会	六	〇
上小鴨農業協同組合	二	〇
赤碕農業協同組合	一	〇
下郷農業協同組合	一	〇
浅津農業協同組合	一	〇
下中山農業協同組合	一	〇
浦安農業協同組合	四	二
日清製油株式会社	一	〇
伊藤製油株式会社	一	〇
鐘淵化学工業株式会社	一	〇
北谷 治夫	一	〇
倉谷 久	二	〇

硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	—	○
塩化加里	江商株式会社	—	○
苦土過りん酸	神島化学工業株式会社	—	○
第一種複合肥料	鳥取県農業協同組合連合会	三	○
	窒磷加肥料工業株式会社	二	○
	大誠農業協同組合	—	○
	倉谷 久	—	○
魚荒かす粉末		—	○
(九月分)			
硫酸加里	丸紅飯田株式会社	一	○
第一種複合肥料	窒磷加肥料工業株式会社	六	○
	鳥取県中央農業協同組合連合会	四	○
	住友化学工業株式会社	—	○
	神島化学工業株式会社	一	○

鳥取県告示第六百二十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

(六月分)			
塩化アンモニア	宇部曹達工業株式会社	—	○
石灰窒素	昭和電気工業株式会社	—	○
尿 素	宇部興産株式会社	—	○
第二種複合肥料	小野田肥料株式会社	—	○
副産りん肥	志村化学工業株式会社	—	○
第一種複合肥料	住友化学工業株式会社	二	○
	片倉チツカリン株式会社	一	○
	鳥取県中央農業協同組合連合会	一〇	○
	窒磷加肥料工業株式会社	三	○
	上小鴨農業協同組合	—	○
	栄農業協同組合	—	○
	中北条農業協同組合	—	○
	大田油脂工業株式会社	—	○
	有限会社協和製油	—	○
消 石 灰	第一化学工業株式会社	—	○
(七、八月分)			

生田 嘉市

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石

破 二

朗

氏名	住所	病院、診療所、薬局名	担当診療科名	登録の記号番号	登録年月日
----	----	------------	--------	---------	-------

松本 頼之	東伯郡三朝町今泉	松本歯科医院	歯科	鳥歯 二一〇	昭和三五、一二、一五
山田 弘	米子市道笑町一丁目	有限会社山田薬局	薬剤師	鳥薬 一二五	"
高橋 三省	西伯郡淀江町淀江	田中 薬局	"	" 一二六	"
広谷 忠男	岩美郡岩美町浦富	県立中央病院	"	" 一二七	"
三好 勇夫	鳥取市三津七六	国立鳥取療養所	内科	鳥医 八三〇	"

鳥取県告示第六百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第二条の規定により告示する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
中嶋 医院	境港市相生町四一	内科、放射線科	中嶋 富久	昭和三五、一二、一	乙ノ二

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石

破 二

朗

氏名	住所	病院、診療所、薬局名	担当診療科名	登録の記号番号	登録年月日
----	----	------------	--------	---------	-------

本田医院	米子市榎原一、四一七ノ一	内科	本田 脩	"	一一、一
尚徳診療所					"

鳥取県告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十二条第一項の規定により32森林区の森林区施業計画を変更したから同法第十三条第一項の規定により次の場所において公表する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表場所

- 一 鳥取県農林部林務課
- 一 鳥取県西部山林事務所

鳥取県告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第五項の規定により12ノ21森林区の森林区施業計画を次の場所において公表する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表場所

- 一 鳥取県庁農林部林務課

一 鳥取県東部山林事務所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和三十五年十一月二十日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に關してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 選挙の種類 公職の候補者の選挙運動に關する収支に關する報告書要旨
- 二期 間 昭和三十五年十一月二十日執行衆議院議員総選挙  
十月五日から十二月二日まで（第一回分）
- 三 報告書の要旨

候補者氏名	出納責任者 氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額 立候補の準備のための支出 選挙運動のための支出	差引	報告書受理年月日
赤澤 正道	中木 康夫	1,011,400.00 円	1 330,290.00 円	681,110.00 円	昭和三五、一二、二

四 主要な寄附者及び支出

(1) 寄附者

候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
足鹿 覺	1,623,300.00 円	1	松下 晴利		一、二、五
河毛 市治	77,800.00 円	1	大前 隆		一、二、五
徳安 實藏	2,343,000.00 円	1	青木 弘之		一、二、五
中西 利理	56,330.00 円	1	中西 義英		一、二、五
古井 喜實	50,000.00 円	1	林 喜代藏		一、一、二、八
赤澤 正道	500,000.00 円	1	自由民主党	政党	東京都千代田区
	300,000.00 円	1	株式会社永瀬石油店		鳥取県米子市
	100,000.00 円	1	米子信用金庫		
	94,500.00 円	2	協同建設株式会社		
	80,000.00 円	1	農業問題研究会		東京都千代田区
	71,000.00 円	1	日本社会党	政党	
	50,000.00 円	1	全国煙草耕作者政治連盟	政治団体	港区
	108,000.00 円	1	国鉄労働組合米子地方本部		鳥取県米子市
	2,000.00 円	1	国鉄動力車労働組合米子地方本部		

河毛市治

二、〇〇〇	一	全日通労働組合鳥取支部		鳥取市
二、〇〇〇	一	全農林労働組合鳥取県本部		鳥取市
一、〇〇〇	一	米子瓦斯労働組合		米子市
七、二〇〇	三	駒井喜久蔵	農業	倉吉市
七、〇〇〇	二	南博	商業	鳥取県米子市
五〇、〇〇〇	一	米村健	団体役員	鳥取市
三〇、〇〇〇	一	石尾実	"	"
三〇、〇〇〇	一	田江裕	"	"
五一、五〇〇	二	安田勝栄	農業	境港市
六一、五〇〇	二	裏坂憲一	"	八頭郡船岡町
五〇、〇〇〇	一	木下豊	団体役員	鳥取市
一〇、〇〇〇	一	日本共産党鳥取県委員会	政党	"
一、五〇〇	一	河毛雄太郎	事務員	"
一、〇〇〇	一	清水忠雄	印刷業	"
一、五〇〇	一	田江恵美子	無職	"
一、〇〇〇	一	伊藤真	商業	"
一、〇〇〇	一	伊藤昭二	団体役員	"
五〇〇	一	木島孝明	農業	八頭郡船岡町

徳安 實藏

一、〇〇〇	一	蓮仏琢己	"	河原町
一、〇〇〇	一	小林高夫	"	気高郡鹿野町
五、〇〇〇	一	国鉄政治連盟米子支部	政治団体	米子市
三〇〇、〇〇〇	一	天塩川製紙株式会社	会社重役	東京都港区
一〇〇、〇〇〇	一	相川太郎	会社重役	中央区
一〇〇、〇〇〇	一	大阪食品株式会社	会社重役	港区
三〇〇、〇〇〇	一	保志平内	会社員	兵庫県宝塚市
二〇、〇〇〇	一	井下田泰二	商業	東京都港区
三〇〇、〇〇〇	一	藤原真介	会社員	愛知県名古屋市中区
一五〇、〇〇〇	一	野口英一	"	広島県広島市
一〇〇、〇〇〇	一	向井後平	"	香川県高松市
二〇〇、〇〇〇	一	前田久吉	会社重役	東京都千代田区
一〇〇、〇〇〇	一	下本光雄	会社社長	鳥取県西伯郡西伯町
二〇、〇〇〇	一	遠藤とみ	会社重役	東伯郡東伯町
五〇〇、〇〇〇	一	自由民主党	政党	東京都千代田区
一〇、〇〇〇	一	仲原善一	参議院議員	鳥取県東伯郡三朝町
三〇、〇〇〇	一	日本歯科医師政治連盟	政治団体	東京都千代田区
一〇、〇〇〇	一	全国購買農業協同組合連合会	政治団体	"

候補者氏名	支出の総額	件数	支出の目的
赤澤 正道	六、七〇〇	一二	人件費
	三五、一〇〇	二	選挙事務所費
	九、三〇〇	一五	集合会場費
	四七、五一四	五	通信費
	六七、七二〇	四	交通費
	三三、七九〇	七	印刷費
	二五、三四〇	六	広告費
	七、〇二八	七	文具費
	九、四八四	七	食糧費
	一二、〇〇〇	四	宿泊費
	一一、三三三	二三	雑費
足鹿 覺	六一、七五〇	二三	人件費
	五〇、八〇〇	二	選挙事務所費
	六、四〇〇	一三	集合会場費
	四七、三四八	一七	通信費
	二九、七二〇	六	交通費

  

候補者氏名	支出の総額	件数	支出の目的
河毛 市治	三九、〇〇〇	二	印刷費
	一〇、九九〇	六	広告費
	一八、四三四	三	文具費
	二、五〇〇	一	食糧費
	二五、六二一	八	宿泊費
	七、七四五	一八	雑費
	三九、五〇〇	二三	人件費
	二二、九七五	五	選挙事務所費
	一、四〇〇	三	集合会場費
	一一、九二五	一四	通信費
	一三、八〇〇	八	交通費
	二七、九五〇	三	印刷費
	二〇、一九〇	六	広告費
	二、〇五〇	五	文具費
	一、九〇〇	七	食糧費
	七、五九四	八	宿泊費
	四、三二八	九	雑費
徳安 實藏	四一、一〇〇	四五	人件費

鳥取県医師会	一、〇〇〇	一	鳥取県鳥取市
鳥取県経済連	一〇、〇〇〇	一	鳥取市
鳥取県信用農業協同組合	一〇、〇〇〇	一	東伯郡関金町
加藤 光久	五、〇〇〇	一	鳥取市
湖山樋門組合	五、〇〇〇	一	西伯郡岸本町
後藤 大治	一、〇〇〇	一	鳥取市
鳥取信用保証協会	三〇、〇〇〇	一	鳥取市
田辺健太郎	一〇、〇〇〇	一	岩美郡国府町
榎田 幸太	二〇、〇〇〇	一	東伯郡東伯町
鳥取県医師連盟	一〇、〇〇〇	一	鳥取市
中西 利理	一一、一二一	二	鳥取県東伯郡泊村
国鉄労働組合米子地方本部	五、〇〇〇	一	米子市
民主社会党	五〇〇、〇〇〇	一	東京都港区
自由民主党	五〇〇、〇〇〇	一	東京都千代田区
農業問題研究会	三〇、〇〇〇	一	鳥取県鳥取市
鳥取県信用金庫協会	三〇、〇〇〇	一	鳥取県鳥取市

一七、二〇〇	二 選挙事務所費
二三、五五〇	四六 集合同会場費
二八、五三〇	二五 通信費
九、八七五	三三 交通費
三五、〇〇〇	二 印刷費
八、四八四	八 広告費
九、〇四八	五 文具費
二九、七五一	五五 食糧費
三九、六五五	一四 休泊費
三、五三〇	五 雑費
中西 利理	
八〇、一五〇	四七 人件費
五四、六五〇	七 選挙事務所費
三、四五〇	四 集合同会場費
四五、五六四	九 通信費
一九、八五五	五 交通費
七二、三五〇	二 印刷費
八二、七一六	二五 広告費
一三、二九〇	一七 文具費

四七、八四〇	二九 食糧費
八三、四三九	一一 休泊費
一二、八一七	一五 雑費
古井 喜實	
一三〇、二三四	五三 人件費
一二九、五九八	三五 選挙事務所費
九、六五〇	一〇 集合同会場費
三九、七八〇	七 通信費
二八、五〇〇	三 交通費
四二、一一〇	二 印刷費
二二、八五〇	四 広告費
八、〇一五	四 文具費
五、一七四	二 食糧費
三四、九五〇	六 休泊費
二、一三〇	二 雑費

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

次のとおり臨時教育委員会を招集する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 日時 昭和三十五年十二月二十日 午前十一時

二 場所 県教育委員会会議室

三 議題 1 委員長の選任について

2 その他

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）

第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大谷二、一八〇ノ二一

中田 はる

二 聴聞の期日

昭和三十五年十二月二十六日午後一時から

三 聴聞の場所

岩美郡岩美町 岩井岩井警察署会議室

### 公 告

昭和三十六年度鳥取県立農業講習所講習生を次の要領により募集する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度鳥取県立農業講習所講習生 募集要領

一 講習生募集の目的  
農業改良事業に従事する農業改良普及員及びその他農

業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の育成  
二 講習区分及び修業年限

1 本科（農業改良普及員及び農業技術指導者の養成）  
二年

2 実科（農村中堅青年の育成）  
一年

イ 普通実科 農業技術一般について習得させる。

ロ 果樹実科 果樹栽培技術を中心に習得させる。

ハ 野菜実科 野菜栽培を中心に習得させる。

三 講習の場所

本科及び普通実科 鳥取市吉成 県立農業講習所

果樹実科 岩美郡津ノ井村 県果樹試験場津ノ井分場

野菜実科 米子市旗ヶ崎 県農業試験場西伯分場

四 入所受験資格

1 本科 高等学校の卒業者又は昭和三十六年三月末日までの卒業見込者並びにこれと同等以上の資格を有すると認めたる者

2 実科 中学校の卒業者又は昭和三十六年三月末日までの卒業見込者並びにこれと同等以上の資格を有すると認めたる者

までの卒業見込者

五 募集人員

1 本科 十五人以内

2 実科

イ 普通実科 三十人以内

ロ 果樹実科 若干名

ハ 野菜実科 三十人以内

六 入所試験期日及び場所

1 期日 昭和三十六年三月二十日午前九時

2 場所

本科、普通実科、果樹実科

鳥取市吉成 県立農業講習所

野菜実科

米子市旗ヶ崎 農業試験場西伯分場

七 入所試験の方法

1 本科

イ 数学 数学一、数学二、数学三の三科目中から一科目を選択する。

ロ 理科 物理、化学、生物、地学の四科目中から高等学校の農業科課程卒業者は一科目、その他の者は二科目を選択する。

ハ 農業一般 高等学校の農業科課程卒業者に受験させる。

ニ 国語

2 実科

イ 数学

ロ 作文

八 出願手続及び受付期間

1 出願手続

入所希望者は、次の書類各一通を鳥取市吉成農業講習所入所係あて提出すること。ただし、野菜実科入所希望者は、米子市旗ヶ崎農業試験場西伯分場講習生係あてとする。

イ 入所願書（所定の用紙）

ロ 学校成績証明書（所定の用紙に在学期間中各学年毎の成績を記入し、学校長封印のもの）

ハ 身体検査書

2 受付期間

昭和三十六年二月一日から昭和三十六年三月十六日まで（郵送による場合は当日到着のものに限り有効）  
九 合格者発表  
昭和三十六年三月二十四日農業講習所前に掲示するほか合格者に通知する。

十 問合せその他

入所に関する問合せ又は出願用紙の申込は、鳥取市吉成県立農業講習所（電話鳥取四、七七九番）にすること。通信による場合は、所要の郵便切手十円をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

雑 報

組合会議員の選挙を次のとおり実施する。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

一 市町村長が選挙する議員の選挙

選挙区	選挙区の範囲	議員の数	選挙の日	選挙の場所
第一区	鳥取市	一	十日 自 九時三十分 至 十時	鳥取市役所
第二区	倉吉市	一	十日 自 九時三十分 至 十時	倉吉市役所
第三区	米子市	一	十日 自 十一時 至 十一時三十分	米子市役所
第四区	境港市	一	十日 自 十二時 至 十二時三十分	境港市役所
第五区	岩美郡	一	十日 自 十一時 至 十一時三十分	自治会館
第六区	八頭郡	一	十日 自 十時三十分 至 十一時	八頭郡町村会
第七区	気高郡	一	十日 自 十一時三十分 至 十二時	自治会館
第八区	東伯郡	一	十日 自 十一時三十分 至 十二時	中部町村会
第九区	西伯郡	一	十日 自 十四時 至 十五時	西部町村会
第十区	日野郡	一	十日 自 十五時 至 十六時	西部町村会
二 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙				
選挙区	選挙区の範囲	議員の数	選挙の日	選挙の場所
第一区	鳥取市	二	十日 自 十時 至 十二時	鳥取市役所
第二区	倉吉市	一	十日 自 十時 至 十一時	倉吉市役所
第三区	米子市	二	十日 自 十一時三十分 至 十三時三十分	米子市役所

正 誤

第四区	岩美郡	一	十日 自 十三時 至 十五時	自治会館
第五区	八頭郡	一	十日 自 十一時 至 十三時	八頭郡町村会
第六区	東伯郡	一	十日 自 十三時 至 十五時	中部町村会
第七区	西伯郡	二	十日 自 十四時 至 十六時	西部町村会

昭和三十五年十二月十六日付け鳥取県告示第六百十九号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行

3 下 7 12

二八七ノ二まで  
九〇一

二八七ノ二まで所在の森林  
九〇一所在の森林